

職場内での掲示・回覧をお願いいたします。

全国健康保険協会 静岡支部
協会けんぽ

医療費のお知らせ

をお送りします

協会けんぽでは、加入者の皆さまにご自身の治療等にかかった医療費について確認していただき、健康保険事業の健全な運営を図るために、年一回「医療費のお知らせ」を発行しています。

今回のお知らせは、令和4年10月診療分～令和5年8月診療分※の医療費を世帯単位でまとめたものです。

※「医療費のお知らせ」の送付時期を可能な限り早めるため、令和5年度は「医療費のお知らせ」に記載する診療期間が変更となりますので、ご了承ください。

送付時期

令和6年
1月中旬～下旬

送付先

お勤め先
(任意継続被保険者の方はご自宅)

事業所のご担当者様へ

開封せずに従業員の
皆さまにお渡しください

「医療費のお知らせ」に関するよくあるご質問

Q1 「医療費のお知らせ」に記載されていない医療費があるのはなぜですか？

A1 医療機関等から協会けんぽへの請求が遅れていたり、特定の診療料を有する等の理由で記載されない場合があります。

Q2 実際に支払った額と「医療費のお知らせ」に記載された自己負担額が合わないのはなぜですか？

A2 「医療費のお知らせ」には1円単位で金額が記載されますが、実際に医療機関等の窓口で支払う額は10円未満を四捨五入した金額であるため、金額が一致しない場合があります。また、公費負担医療や高額療養費の払い戻しを受けている場合等については、実際に支払った自己負担額が「医療費のお知らせ」へ反映されません。

お問い合わせ先 レセプトグループ / TEL.054-275-6604



国税庁からのお知らせ

スマホやパソコンで 医療費控除の確定申告ができます！

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーから、スマホやパソコンで医療費控除の確定申告ができます。

以下のものがあれば、マイナポータルと連携して医療費の情報を取得でき、「医療費控除の明細書」に自動入力することができます。

- マイナンバーカード
- マイナンバーカード読取対応スマートフォン(又はICカードリーダー)

※確定申告については管轄の税務署にお問い合わせください。

マイナポータル連携で
医療費の情報を取得すれば、
1年間の情報が
連携対象となります

マイナポータル連携の
詳細についてはこちら



知って
おきたい

上手な医療のかかり方



時間外受診・コンビニ受診をやめよう

医療機関が表示する診療時間以外に受診すると、原則として通常の診療費用のほかに、「**時間外加算**」がついて負担が増えます。

コンビニ感覚で医療機関を受診することなく、緊急時や急病時以外は、できる限り診療時間内の受診を心がけましょう。

薬局で薬を調剤してもらった場合も営業時間外では料金が割高に！

3割負担
の場合

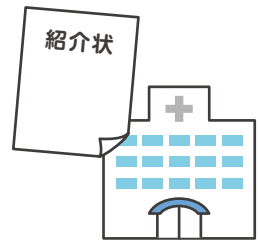
	診療時間外に加算金額		
	休日加算 日曜・祝日 年末年始の休診日	時間外加算 おおむね8時前と18時以降 土曜は8時前と12時以降	深夜加算 22時～翌日6時
初診料	+750円	+260円(+690円)	+1,440円
再診料	+570円	+200円(+540円)	+1,260円

※()内は救急病院などの場合の額です

紹介状なしで大病院を受診しない

医療機関は規模や医療機能によって役割が異なります。

役割分担を進めるために、診療所等からの「紹介状」がないまま大病院を受診した場合には、診察料のほかに「**選定療養費**」7,000円以上を上乗せするしくみが導入されています（緊急時を除く）。この「選定療養費」は、**健康保険が適用されないため全額自己負担**です。



かかりつけ医を決めておく

かかりつけ医とは、日常的な病気や健康相談などができる身近な医師のことです。職場や自宅の近くにかかりつけ医をもてば、継続した治療が受けやすく、もしもの時にも素早く対応してもらえるので安心です。



ジェネリック医薬品を積極的に選ぶ

ジェネリック医薬品とは、従来の先発医薬品と品質・効き目が同等であると国が認めたお薬です。先発医薬品の特許が切れたあとに製造されるため、先発医薬品よりも**3～6割程度安くなる**場合が多く、医療費を節約できます。特に長期服用のお薬だと大きな節約効果が期待できます。



協会けんぽのホームページでも医療費の節約術等をご紹介します▶



発行者:



全国健康保険協会 静岡支部
協会けんぽ

〒420-8512

静岡市葵区呉服町1-1-2 静岡呉服町スクエア
054-275-6602(企画総務グループ)